

# 岡山コンベンションセンターにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2023 年 3 月 13 日

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、専門家会議新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡、岡山県と岡山市の新型コロナウイルス感染拡大防止の協力要請、並びに当地域の感染状況等を踏まえ、岡山コンベンションセンターについて、本ガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じます。

また、マスク着用については、個人の判断に委ねることが基本となりますが、催事の内容等により主催者（事業者）が独自に判断される場合はこの限りではありません。

- ・本ガイドラインは、当面の間運用することとし、国等の動向を踏まえ更新等を行う。また運用終了時期は当地域の感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。
- ・本ガイドラインを順守しない使用者（主催者）に対しては、使用を許可しない、又は使用の許可を取り消すことができるものとする。

## 1. 使用者（主催者）が順守する事項

- ア. 来場者の検温を行い、発熱等の症状がある場合は入場しないように要請する。
- イ. 来場・入場を控えてもらった場合の対応（払い戻し措置等）を規定する。
- ウ. 以下に該当するスタッフは従事させない。
  - A) 発熱等の症状がある人
  - B) 濃厚接触者と指定され、自宅待機を求められた人
  - C) その他、感染の疑いの不安がある人
- エ. スタッフの手洗い・消毒・咳エチケットを徹底するとともに休憩や食事の分散を図る。
- オ. 厚生労働省の示す方法に従い、定期的に扉の開放による換気又は機械換気を行う。  
※運用方法については、施設管理者と調整を行うこと。
- カ. 以下の事項に取り組み密集の発生が想定されないようにする。
  - A) 参加人数は、国及び岡山県が示す「イベントの開催制限」に従う。  
[https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20230210.pdf](https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf)
  - B) 出入口で参加人数をカウントする、座席指定制とする等参加人数の管理を行う。
  - C) 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（導線の確保等）を講じる。
- キ. 以下の事項に取り組み密接の発生が想定されないようにする。
  - A) 携帯用拡声器等を活用し、大声での誘導、アナウンスを行わない。
  - B) 飲食スペースを設ける場合は、対人距離を（目安として1m）確保するか、パーティション設置等の飛沫感染防止措置を行う。
- ク. 会場出入口及び施設内に消毒設備を設置する。
- ケ. 会場内で人の手の触れる箇所を定期的かつ終了後に消毒する。
- コ. 国方針等および本ガイドラインに定めるほかは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行う。
- サ. 全国的又は大規模なイベントを開催する場合は、岡山県にイベント開催要件等について事前相談をする。
- シ. 「2. 来場者の順守する事項」について来場者に周知する。

## 2. 来場者の順守する事項

- ア. 「使用者（主催者）が順守する事項」アに協力する。
- イ. 以下に該当する場合は来場しない。
  - A) 発熱等の症状がある人
  - B) 濃厚接触者と指定され、自宅待機を求められた人
  - C) その他、感染の疑いの不安がある人
- ウ. 手洗い・消毒、咳エチケット、身体的距離の確保等「新しい生活様式」等国方針等に基づく行動を徹底する。
- エ. 大声での会話（イベントによる）等、感染リスクの高い行為を行わない。
- オ. イベント前後や休憩時間においても三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、食事等での感染防止を徹底する。

### 3. 岡山コンベンションセンター（施設管理者）の行う事項

- ア. 職員の体調管理・手洗い・消毒、接客時のマスクの着用等による咳エチケット、身体的距離の確保等「新しい生活様式」に基づく行動を徹底する。
- イ. 施設内の換気を徹底する。
- ウ. 館内のソファ等、1 m以上の距離をとるように配置する。
- エ. 事務所への立ち入りを制限し、受付など人と人が対面する場所は、1 m以上の距離をとるか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどでの飛沫感染防止措置を行う。
- オ. 施設内のカフェ等は、座席の間隔を空け（目安として1 m）、真正面での飲食とならないように椅子等を配置する。
- カ. サーモグラフィ、非接触型体温計などを使用者に貸与（測定は使用者の責任にて行う）する。
- キ. アルコール消毒液等を施設入口やトイレなどの共用部に設置する。
- ク. トイレ、ロビーなどの共用部を定期的に消毒する。
- ケ. トイレについては感染リスクが比較的高いと考えられるため、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- コ. 「1. 使用者（主催者）が順守する事項」について使用者に徹底する。
- サ. 「2. 来場者の順守する事項」を施設入口など共用部に掲示し、来場者に周知徹底する。